

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 貨物運送効率化事業の事業計画の認定、変更の認定
- 手続根拠 : 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進移管する法律第16条第1項、第17条第1項
- 手続対象者 : 事業計画の認定を受けようとする者、同計画の変更を行おうとする者
- 提出時期 : 事業計画の認定を受けようとするとき、同計画の変更を行おうとするとき
- 提出方法 : 事業計画認定申請書を作成し、各地方自治体へ提出して下さい。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 事業計画。部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
各地方自治体
- 受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先に同じ。

3. 手続情報

- 審査基準 : 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第16条第4項、第17条第3項
- 標準処理期間 : 2ヶ月
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)